

議案第 19 号

埼玉県内の医療機関における福祉 3 医療費の現物給付
の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

(羽生市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市子ども医療費支給に関する条例(昭和 48 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 医療費 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)に規定する医療に係る給付の対象と</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は<u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 18 条の規定により就学義務の猶予を受けている者であって、同法第 1 条に規定する中学校若しくは特別支援学校の中等部の全課程又は中等教育学校の前期課程を修了したと認められた日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 医療費 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)に規定する医療に係る給付の対象と</p>

<p>なる費用（<u>入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る費用を除く。</u>）をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(対象となる子ども)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第21号）に基づき医療費の支給を現に受けているとき。</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となる子どもが市長の指定する保険医療機関等で医療を受けたとき又は<u>埼玉県内の健康保険法に規定する保険医療機関等が現物給付を実施するときは、当該医療に係る子ども医療費を受給資格者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>なる費用（<u>交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る費用を除く。</u>）をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(対象となる子ども)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となる子どもが市長の指定する保険医療機関等で医療を受けたときは、当該医療に係る子ども医療費を受給資格者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

(羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(医療費助成金)</p> <p>第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に該当する者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の対象者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、医療費助成金の対象としない。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合又は埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、一部負担金を当該受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(医療費助成金)</p> <p>第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に該当する者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）<u>及び入院時食事療養標準負担額（対象者のうち満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第9条第2項において同じ。）</u>について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の対象者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、医療費助成金の対象としない。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、<u>一部負担金及び入院時食事療養標準負担額</u>を当該受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

(羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると

きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のア又はイのいずれかに該当する児童</p> <p>ア 前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童であって、父が監護しないもの又は父と生計を同じくしないもの(父がないものを除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、<u>入院時食事療養標準負担額</u>、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次に掲げる</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のア又はイのいずれかに該当する児童</p> <p>ア 前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童であって、父が監護しないか、<u>若しくはこれと</u>生計を同じくしないもの(父がないものを除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次に掲げる</p>

自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1)～(3) (略)

(4) 対象者のうち満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る一部負担金

(支給の方法)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたとき又は埼玉県内の健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する医療機関等が現物給付を実施するときは、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 (略)

自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額についてはひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1)～(3) (略)

(支給の方法)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中羽生市子ども医療費支給に関する条例第2条第4号及び第6条第2項の改正並びに第2条の規定並びに次項及び附則第4項の規定 令和4年10月1日

(2) 第1条中羽生市子ども医療費支給に関する条例第3条第2項第5号並びに第3条中羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に

関する条例第2条第6項及び第7条第2項の改正並びに附則第3項及び第5項の規定 令和5年1月1日

(子ども医療費に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の羽生市子ども医療費支給に関する条例第2条第4号及び第6条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の羽生市子ども医療費支給に関する条例第3条第2項第5号の規定は、令和5年1月1日以後の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。

(重度心身障がい者医療費に関する経過措置)

4 第2条の規定による改正後の羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の規定は、令和4年10月1日以後の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。

(ひとり親家庭等の医療費に関する経過措置)

5 第3条の規定による改正後の羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第6項及び第7条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明